

「(仮称) みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に盛り込む内容

現段階において条例に盛り込む内容を記載しており、市民の皆さまのご意見を参考に議論を重ねることを目的に作成したものです。この内容がそのまま条例案になるものではありません。

なお、ここで頻繁に用いる語句の意味は以下の通りです。

- ・市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する人を指します。
- ・市民等 上記の市民と市内に滞在、又は通過する人を指します。
- ・事業者 市内で事業活動を行なう法人その他の団体又は個人を指します。
- ・所有者等 市内において土地や建物を所有、占有、管理する人を指します。

No.	条例に盛り込む事項	内容
1	条例を制定する目的に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するために必要な事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ごすことができる「きれいなまち宇都宮」をみんなが協働して実現し、もって市民の良好な生活環境の創出に資することを目的とします。
2	基本理念に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民自らが、住むまちに愛情を持ち、住んで良かった、住み続けたいと思うことができ、来訪者にとっても、来て良かった、もう一度訪れたいと感じられるような、次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、市民一人ひとりが周囲の人々を思い合う心とおもてなしの心を持つこと。 ・ 市、市民等、事業者及び所有者等が、「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、それぞれの責任を自覚し、相互に協力して、連帯意識を高めながら、協働して行うこと。
3	責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、基本理念にのっとり必要な施策を策定し、推進に努めることとします。 ・ 市民等は、基本理念にのっとり自主的な活動を推進するとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。 ・ 事業者は、基本理念にのっとり事業活動において「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。 ・ 所有者等は、基本理念にのっとり土地や建物、その周辺の清潔を保ち、「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。
4	意識の啓発に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民等、事業者、所有者等に対し、「ごみのないきれいなまちづくり」に関する意識の啓発を図るよう努めることとします。 ・ 事業者は、従業員及び消費者に対し、意識の啓発を図るよう努めることとします。 ・ 道路や公園、河川等の多数の市民等が利用する公共の場所の管理者は、利用者に対し、意識の啓発を図るよう努めることとします。
5	市民協働に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、「ごみのないきれいなまちづくり」に関する事業を行なうときは、市民等及び事業者の自主的な参加を求めるとともに、「ごみのないきれいなまちづくり」を推進する地域組織に対し支援を行なうこととします。
6	表彰に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、「ごみのないきれいなまちづくり」のための活動を積極的に行なう個人や団体、模範となる優良な事例を表彰することとします。
7	全市民の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場所や他人が所有する場所への不法投棄やポイ捨てを禁止します。
8	犬の飼い主の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の飼い主は、散歩の際にはフンを入れる袋などを携帯し、フンを自宅等に持ち帰ることとします。
9	自動販売機管理者の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食物の自動販売機管理者は、缶や瓶がポイ捨てされないようにごみ箱を設置し、ごみ箱から散乱しないよう適正に管理することとします。

No.	条例に盛り込む事項	内容
10	所有者等の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等は、定期的な清掃を行なう等、清潔を保持するとともに、不法投棄されないように適正に管理することとします。 所有者等は、不法投棄されたときは、自らの責任で処理することとします。 空き地（宅地化されたが使用していない土地）又は空き家（使用していない建物及びその敷地）の所有者等は、雑草の繁茂や害虫や悪臭の発生等により周辺的生活環境を悪化させないように適正に管理することとします。
11	喫煙者等の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者は、日常的に携帯用の吸い殻入れを携帯するよう努めることとします。 自動車運転者は、車内にごみ箱を設けるなどの措置をとるよう努めることとします。
12	指導、勧告、事実等の公表に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は、「全市民の取組に関する事項」・「犬の飼い主の取組に関する事項」・「自動販売機管理者の取組に関する事項」・「所有者等の取組に関する事項」に違反した場合には、原状回復や違反の是正などの措置をとるよう指導できることとします。 市は、「全市民の取組に関する事項」・「犬の飼い主の取組に関する事項」・「自動販売機管理者の取組に関する事項」に違反し、指導に従わない場合には勧告できることとし、勧告に従わない場合には、その事実等の公表ができることとします。
13	美化重点地区の指定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は、「ごみのないきれいなまちづくり」のモデルとして美化重点地区を指定し、重点的に施策を実施することとします。（具体的な「美化重点地区」は図表1をご参照ください。） 市は、美化重点地区を指定する場合には告示しなければならないこととします。
14	美化重点地区の美化推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 美化重点地区内においては、瓶、缶、ペットボトル、食べかす、たばこの吸い殻、その他の散乱性の高いごみをごみ箱等の定められた場所に捨てることや、自宅等に持ち帰ることにより、美化を推進しなければならないこととします。 美化重点地区内においては、飼い犬のフンを自宅等に持ち帰ることにより、美化を推進しなければならないこととします。 これらの事項に違反した者に対し、違反を是正するよう警告できることとし、警告に従わない場合には過料2,000円を科すことができることとします。
15	近隣迷惑の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等は、いわゆる「ごみ屋敷」状態のほか、「樹木の繁茂」・「廃屋」状態となって近隣の市民等の良好な生活環境が害されないように、土地や建物を適正に管理しなければならないこととします。 近隣に著しい迷惑をかける場合（以下の(1)から(3)の全ての要件を満たす場合）には、市は所有者等に対し、期限を定めて廃棄物等の除去その他の必要な措置を講ずるよう命令できることとします。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 土地や建物の状態が下記①から④までのいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物が、はえ、蚊等の衛生害虫又は悪臭の発生源となっている状態 ② 廃棄物、樹木の枝葉又は雑草が、著しく道路上にはみ出し、安全な通行をする上での視界の妨げとなっている状態 ③ 廃棄物が、相当の高さまで堆積しており、それが飛散し、又は流出するおそれがあると認められる状態 ④ 廃棄物、枯れ草等が、火災の原因となるおそれがあると認められる状態 <p>(2) 近隣に居住し、又は活動する相当数の市民等の生命、身体、健康又は財産に危険があると認めるとき。</p> <p>(3) 他の法令による手段ではその危険を除去できないとき。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 上記の命令を出す際には、公平性及び公正性を確保するために、市は第三者（宇都宮市廃棄物減量等推進審議会）の意見を聴くこととします。
16	立入検査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は、この条例施行に必要な限度において、報告を求めること、土地や建物に立ち入ること、検査を行なうこと、そして関係者に質問できることとし、職員は必ず身分証明書を携帯することとします。 この事項は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。
17	委任	<ul style="list-style-type: none"> この条例の施行のために必要な事項を、市長が定めます。

